

令和6年度 中央区地域包括支援センター 運営協議会

日 時：令和6年8月5日（月）

13時30分～15時

場 所：中央区役所 804会議室

開 会

1. 保健福祉部長あいさつ

2. 議 題

- (1) 令和5年度中央区地域包括支援センターの運営状況報告 . . . 資料1
 - ① 地域包括支援センター月別実績報告書
 - ② 地域ケア会議について
 - ③ 地域包括支援センターの連絡会等実施状況
- (2) 令和6年度中央区地域包括支援センターの事業計画書について . . . 資料2
- (3) 特定事業所へのサービス集中率について（非公表） . . . 資料3
- (4) 地域包括ケア充実のための事業目標（非公表） . . . 資料4

3. 閉 会

「附属機関及び有識者会議に関する指針」（平成25年3月神戸市長決定）では、第7条が準用する「神戸市情報公開条例」の規定に基づいて、附属機関の公開義務とともに、限局的に非公開とすることができる。議題（4）（5）は「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」（第10条第1項第2号ア）、に該当するため非公開とする

中央区地域包括支援センター運営協議会委員名簿

順不同・敬称略

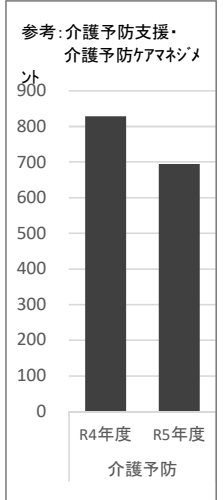
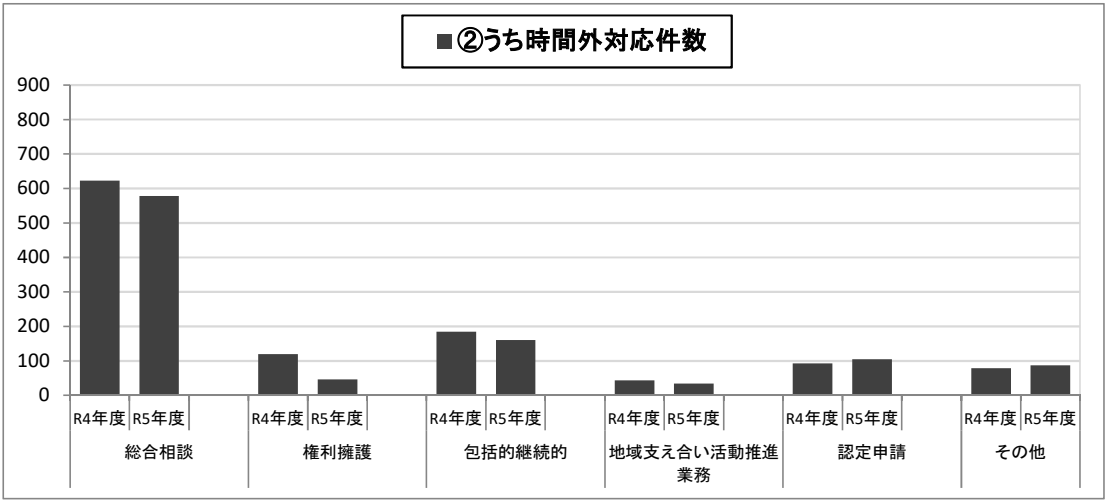
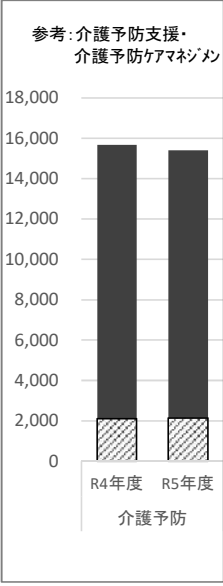
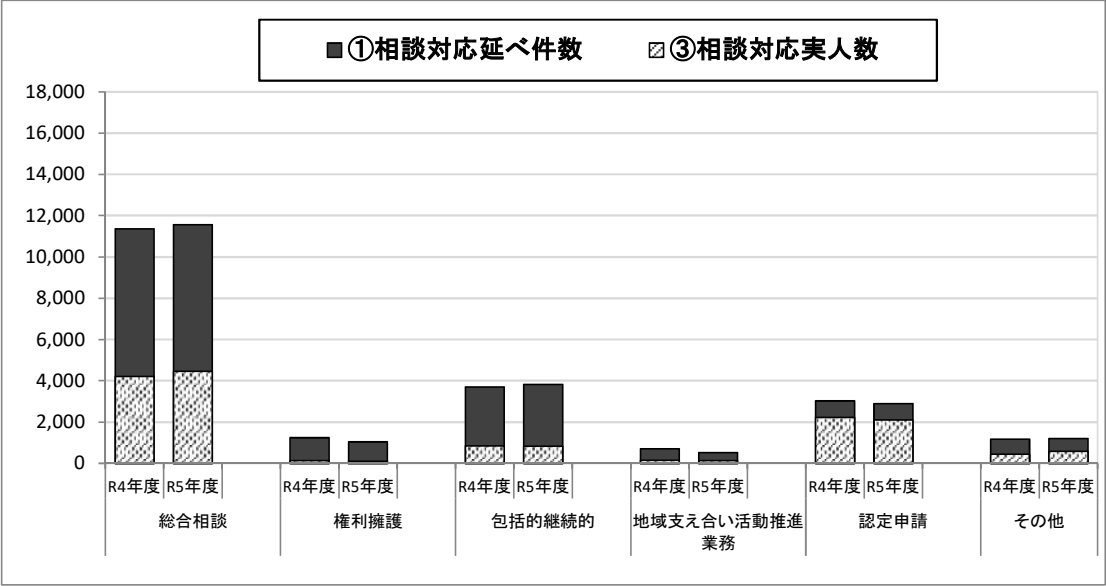
団体名	氏名
神戸市老人福祉施設連盟	野尻 信一郎
神戸介護老人保健施設協会	吹田 由喜雄
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	星川 祐幸
兵庫県民間病院協会神戸支部	田路 みどり
神戸市医師会	松尾 玲子
神戸市歯科医師会	中野 有史
神戸市薬剤師会	福井 千景
神戸市婦人団体協議会	森田 祐子
神戸市民生委員児童委員協議会	河野 眞理
神戸市社会福祉協議会	石古 恵子
中央区保健福祉部	民部 正幸

事務局	氏名
中央区保健福祉部保健担当課長	南谷 千絵
保健福祉課保健事業・高齢福祉担当係長	黒田 有香
保健福祉課保健担当係長	稲村 和也
保健福祉課保健担当	境 さくら
保健福祉課保健担当	万江 幸子

令和5年度 実績報告書(中央区)

資料1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,713	713	888	565	251	4	10,020	60	21	662	22	1,639	1,018	180	759	791	22,306
うち時間外対応	213	26	44	44	16	0	407	0	0	29	0	46	42	2	32	55	956
来所	1,102	115	219	43	101	11	420	9	3	27	2	169	83	21	778	128	3,231
うち時間外対応	78	6	18	1	8	0	20	0	0	3	1	8	4	0	34	14	195
訪問	1,072	95	323	607	142	37	4,426	39	2	91	10	215	320	141	1,224	153	8,897
うち時間外対応	28	1	20	23	4	2	189	2	0	6	2	7	17	4	39	10	354
その他	232	27	150	138	16	0	550	10	1	81	2	159	224	180	138	136	2,044
うち時間外対応	25	0	12	9	0	0	78	0	0	3	0	8	29	28	0	8	200
①相談対応延べ件数	7,119	950	1,580	1,353	510	52	15,416	118	27	861	36	2,182	1,645	522	2,899	1,208	36,478
前年度比	-3%	1%	-1%	32%	19%	-20%	-2%	26%	-67%	-17%	38%	5%	1%	-26%	-4%	3%	-1%
1圏域あたり(件)	1,017	136	226	193	73	7	2,202	17	4	123	5	312	235	75	414	173	5,211
②うち時間外対応件数	344	33	94	77	28	2	694	2	0	41	3	69	92	34	105	87	1,705
前年度比	-10%	-40%	-11%	22%	87%	-	-16%	100%	-100%	-63%	-	-12%	-13%	-21%	14%	10%	-13%
1圏域あたり(件)	49	5	13	11	4	0	99	0	0	6	0	10	13	5	15	12	244
③相談対応実人数	2,826	417	491	435	239	47	2,135	22	2	52	20	693	132	138	2,094	578	-
前年度比	5%	7%	6%	16%	4%	-18%	1%	-46%	-60%	-24%	18%	-1%	-5%	-9%	-6%	31%	-
1圏域あたり(人)	404	60	70	62	34	7	305	3	0	7	3	99	19	20	299	83	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	8	6	0	1	18
実人数	3	7	6	0	1	17

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和5年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,741 件	-7.5%	1,820.1 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	8 件	-52.9%	1.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

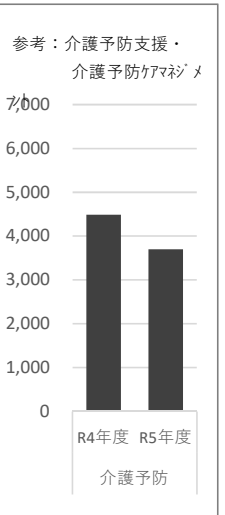
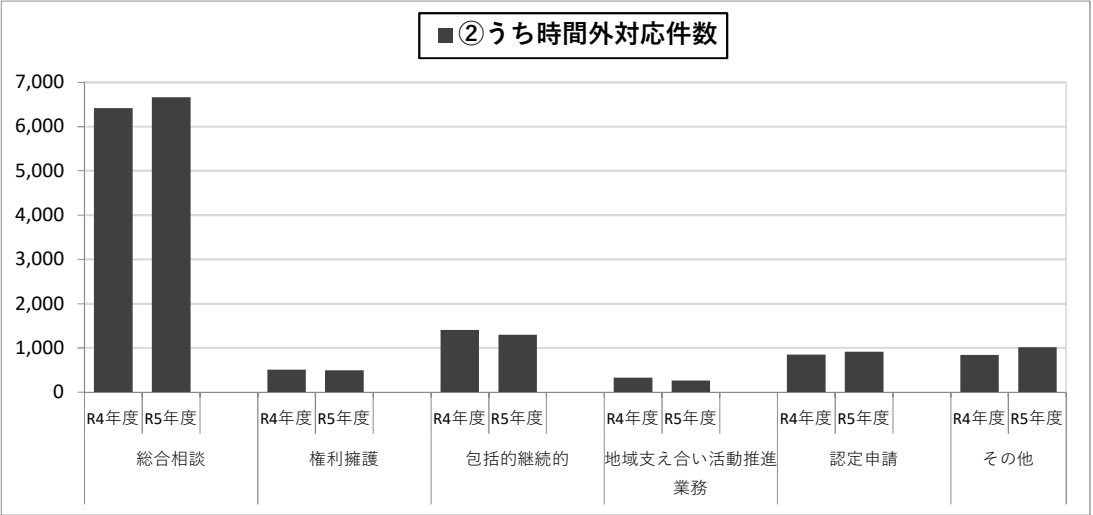
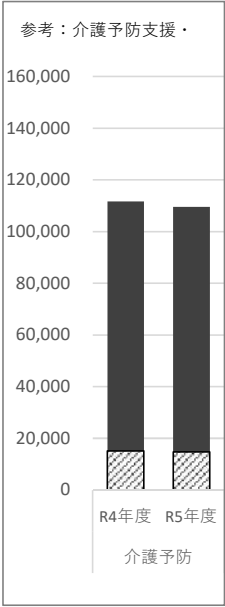
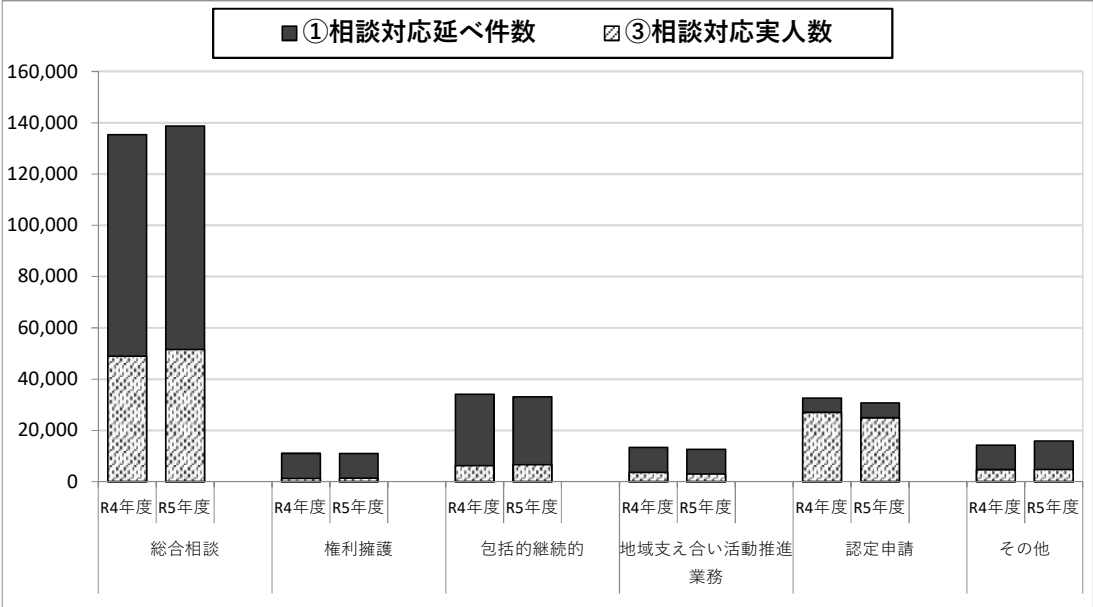
	モニタリング	サービス 担当者会議
回数	16,034	2,109

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和5年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	11 件	-15.4%	1.6 件
	参加人数	307 人	-4.7%	43.9 人
	(内訳)協議体開催数	6 件	0.0%	0.9 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	38 件	-58.7%	5.4 件
	参加人数	107 人	-46.8%	15.3 人
自センター主催の会議等	開催数	37 件	-26.0%	5.3 件
	参加人数	477 人	-29.6%	68.1 人
小地域支え合い連絡会	開催数	80 件	11.1%	11.4 件
	参加人数	836 人	14.7%	119.4 人
行政等主催の会議等	開催数	516 件	3.8%	73.7 件
	参加職員数	583 人	6.6%	83.3 人
地域主催の会議等	開催数	539 件	13.0%	77.0 件
	参加職員数	722 人	16.6%	103.1 人
ケアマネ等研修会	開催数	19 件	11.8%	2.7 件
	参加人数	132 人	2.3%	18.9 人
介護リフレッシュ教室	開催数	35 件	9.4%	5.0 件
	参加人数	298 人	3.5%	42.6 人
運営推進会議	開催数	26 件	85.7%	3.7 件
	参加職員数	36 人	125.0%	5.1 人
研修	回数	98 件	-19.0%	14.0 件
	受講職員数	119 人	-15.6%	17.0 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	34 件	-62.6%	4.9 件
	参加職員数	50 人	-51.5%	7.1 人
他機関との連絡調整	件数	8,125 件	-6.8%	1160.7 件

令和5年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	53,319	7,413	14,549	9,299	2,490	93	72,187	891	131	5,234	281	14,463	9,086	2,314	4,821	9,650	206,221
うち時間外対応	2,727	263	674	474	113	3	2,555	7	0	288	10	437	470	58	126	511	8,716
来所	13,543	1,412	2,816	1,017	914	298	3,652	173	9	419	29	1,654	769	1,358	9,646	1,458	39,167
うち時間外対応	774	93	154	54	45	14	164	4	0	27	2	64	39	14	350	100	1,898
訪問	11,317	1,027	3,933	7,443	1,157	810	29,122	504	26	1,381	108	2,192	2,544	3,487	14,721	2,344	82,116
うち時間外対応	477	37	177	249	41	29	763	8	4	75	6	78	98	54	383	139	2,618
その他	2,459	437	1,347	1,213	320	24	4,507	135	16	1,594	58	1,315	1,048	5,505	1,500	2,319	23,797
うち時間外対応	110	18	58	61	14	3	215	2	1	54	4	52	57	141	56	270	1,116
①相談対応延べ件数	80,638	10,289	22,645	18,972	4,881	1,225	109,468	1,703	182	8,628	476	19,624	13,447	12,664	30,688	15,771	351,301
前年度比	3%	8%	-1%	-1%	18%	-5%	-2%	-10%	-10%	0%	59%	2%	-10%	-5%	-6%	11%	0%
1圏域あたり(件)	1,034	132	290	243	63	16	1,403	22	2	111	6	252	172	162	393	202	4,504
②うち時間外対応件数	4,088	411	1,063	838	213	49	3,697	21	5	444	22	631	664	267	915	1,020	14,348
前年度比	5%	19%	-6%	-7%	57%	48%	-18%	-40%	-50%	-2%	47%	-5%	-11%	-19%	7%	21%	-3%
1圏域あたり(件)	52	5	14	11	3	1	47	0	0	6	0	8	9	3	12	13	184
③相談対応実人数	31,819	3,653	6,030	6,570	2,541	1,021	14,758	388	23	648	254	5,436	1,153	2,953	24,917	4,834	-
前年度比	5%	8%	4%	3%	17%	-2%	-2%	-11%	-21%	0%	59%	9%	-5%	-17%	-8%	4%	-
1圏域あたり(人)	408	47	77	84	33	13	189	5	0	8	3	70	15	38	319	62	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	28	42	24	3	3	100
実人数	28	40	24	3	3	98

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和5年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	276,678 件	7.0%	3,547.2 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	159 件	15.2%	2.0 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	230,557	29,787

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和5年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	197 件	-3.0%	2.5 件
	参加人数	3,778 人	5.7%	48.4 人
	(内訳)協議体開催数	64 件	-12.3%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	212 件	-19.7%	2.7 件
	参加人数	681 人	-3.8%	8.7 人
自センター主催の会議等	開催数	487 件	-7.6%	6.2 件
	参加人数	5,670 人	-2.4%	72.7 人
小地域支え合い連絡会	開催数	694 件	2.2%	8.9 件
	参加人数	7,642 人	10.1%	98.0 人
行政等主催の会議等	開催数	3,610 件	4.7%	46.3 件
	参加職員数	4,553 人	4.2%	58.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,647 件	13.0%	85.2 件
	参加職員数	8,864 人	4.6%	113.6 人
ケアマネ等研修会	開催数	265 件	5.2%	3.4 件
	参加人数	2,310 人	11.9%	29.6 人
介護リフレッシュ教室	開催数	412 件	0.7%	5.3 件
	参加人数	3,286 人	10.5%	42.1 人
運営推進会議	開催数	1,105 件	117.1%	14.2 件
	参加職員数	1,202 人	100.7%	15.4 人
研修	回数	1,563 件	-1.0%	20.0 件
	受講職員数	2,518 人	5.7%	32.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,175 件	-8.1%	15.1 件
	参加職員数	1,818 人	0.1%	23.3 人
他機関との連絡調整	件数	69,135 件	-7.9%	886.3 件

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	19
センター名:	新神戸あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	286	43	55	9	17	0	1,419	10	0	45	0	34	68	3	1	22	2,012			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
来所	71	9	9	2	4	0	67	1	0	2	0	3	7	3	104	5	287			
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
訪問	166	20	25	42	19	2	684	5	0	5	0	21	55	9	317	10	1,380			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
その他	2	0	0	0	0	0	6	0	0	2	0	0	3	8	2	4	27			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	525	72	89	53	40	2	2,176	16	0	54	0	58	133	23	424	41	3,706			
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
実人数	483	54	83	50	36	2	1,652	10	0	17	0	53	79	23	419	39	3,000			
うち新規人数	319	30	43	31	19	2	283	1	0	2	0	37	20	15	398	30	1,230			

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	57	対象人数	791
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	215
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	143	2	141	39	0	0
	簡易型	14	1	13	3	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	191	2	189	61	0	0
モニタリング	回数	2,732	サービス担当者会議		回数		367

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	18
	(内数)協議機能をもつもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	56
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	112
行政等主催の会議等	会議数	91	参加職員数	111
地域主催の会議等	会議数	62	参加職員数	79
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	7
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	58
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	15
研修	回数	19	受講職員数	22
住民主体活動の後方支援	参加回数	10	参加職員数	22
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	683		
(内数)ケース検討会	開催数	15		

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	20
センター名:	春日野あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度					措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
							成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	1,270	390	228	33	88	4	1,324				3	21	232	4	455	108	62	304	201	4,727
うち時間外対応	69	19	15	0	7	0	54				0	0	12	0	17	4	1	11	6	215
来所	408	69	82	1	56	7	160				1	3	16	1	81	8	4	257	49	1,203
うち時間外対応	29	6	9	0	5	0	11				0	0	3	1	5	0	0	15	4	88
訪問	164	24	43	37	49	17	310				1	2	27	1	30	11	3	160	35	914
うち時間外対応	6	0	5	5	1	0	14				0	0	2	0	2	0	0	1	4	40
その他	65	3	51	1	10	0	35				0	1	22	0	41	9	15	32	23	308
うち時間外対応	3	0	2	0	0	0	1				0	0	2	0	2	0	2	0	2	14
合計	1,907	486	404	72	203	28	1,829				5	27	297	6	607	136	84	753	308	7,152
うち時間外対応	107	25	31	5	13	0	80				0	0	19	1	26	4	3	27	16	357
実人数	1,163	273	245	41	153	24	960				4	5	43	4	420	33	65	461	242	4,136
うち新規人数	800	222	174	25	109	24	435				4	2	17	4	307	15	37	431	191	2,797

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	2	1	3	0	6
実人数	2	1	3	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	141	対象人数	2,105
		回数	98	対象人数	1,734
緊急対応件数(事故対応等)		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	92	1	91	40	3	0
	簡易型	13	1	12	5	2	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	293	5	288	144	8	2
モニタリング	回数	2,853	サービス担当者会議		回数		399

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	36
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	参加人数	23
	自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	109
	行政等主催の会議等	会議数	65	参加職員数
地域主催の会議等	会議数	77	参加職員数	90
	ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	32
	運営推進会議	開催数	5	参加職員数
研修	回数	19	受講職員数	22
	参加回数	6	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,707		
	(内数)ケース検討会	開催数	26	

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	21
センター名:	脳の浜あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待		消費者 被害								
電話	528	5	164	62	42	0	1,007		0	109	1		618	85	3	0	78	2,702		
うち時間外対応	32	0	12	15	8	0	20		0	1	0		14	0	0	0	13	115		
来所	126	5	60	9	17	0	42		1	0	0		44	15	3	3	28	356		
うち時間外対応	14	0	5	0	3	0	5		0	0	0		0	0	0	0	7	34		
訪問	240	1	50	81	18	0	572		0	0	1		60	14	6	99	5	1,158		
うち時間外対応	1	0	2	4	1	0	4		0	0	0		3	0	0	0	0	15		
その他	28	0	15	54	1	0	30		0	0	0		72	14	39	1	1	278		
うち時間外対応	2	0	1	1	0	0	2		0	0	0		2	0	0	0	1	9		
合計	922	11	289	206	78	0	1,651		1	0	146	2	794	128	51	103	112	4,494		
うち時間外対応	49	0	20	20	12	0	31		0	0	1	0	19	0	0	0	21	173		
実人数	527	10	112	121	51	0	1,036		1	0	28	1	354	47	45	103	61	2,497		
うち新規人数	317	6	33	44	27	0	119		1	0	7	1	118	12	2	102	37	826		

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及及啓 発に該当するもの	回数	41	対象人数	1,286
		回数	30	対象人数	943
緊急対応件数(事故対応等)		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
予防給付	従来型	28	0	28	2	2	0
	簡易型	3	0	3	1	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
モニタリング	介護予防支援	155	4	151	37	16	1
	回数	1,987	サービス担当者会議		回数		223

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	参加人数	57
		開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	自センター主催の会議等	回数	2	参加人数	4
		会議数	4	参加人数	39
小地域支え合い連絡会	行政等主催の会議等	開催数	14	参加人数	159
		会議数	63	参加職員数	63
ケアマネ等研修会	介護リフレッシュ教室	会議数	6	参加職員数	6
		開催数	3	参加人数	6
運営推進会議	研修	開催数	5	参加人数	20
		開催数	0	参加職員数	0
住民主体活動の後方支援	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	回数	4	受講職員数	4
		参加回数	0	参加職員数	0
(内数)ケース検討会	(内数)ケース検討会	件数	1,773		
		開催数	3		

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	22
センター名:	三宮あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待		消費者 被害								
電話	816	82	90	90	28	0	720	14	0	25	1	98	124	30	336	127	2,581			
うち時間外対応	55	4	9	9	1	0	37	0	0	2	0	6	12	0	16	8	159			
来所	134	11	10	1	5	0	64	3	0	0	1	4	23	5	180	16	437			
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	5	1	15			
訪問	26	0	9	27	3	0	151	1	0	2	0	6	18	3	115	2	363			
うち時間外対応	1	0	1	2	2	0	8	0	0	0	0	0	2	0	6	0	22			
その他	69	12	15	11	1	0	294	0	0	5	0	18	39	76	72	28	640			
うち時間外対応	4	0	1	1	0	0	53	0	0	1	0	3	6	19	0	1	89			
合計	1,045	105	124	129	37	0	1,229	18	0	32	2	126	204	114	683	173	4,021			
うち時間外対応	65	4	11	12	3	0	99	0	0	3	0	10	22	19	27	10	285			
実人数	676	68	78	86	30	0	864	4	0	15	1	94	54	44	386	133	2,533			
うち新規人数	420	50	60	65	13	0	454	1	0	8	1	60	16	24	350	112	1,634			

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	2	0	3
実人数	0	0	2	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	41	対象人数	1,019
		回数	17	対象人数	398
緊急対応件数(事故対応等)		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	83	1	82	59	15	1
	簡易型	39	1	38	20	5	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	223	1	222	166	31	1
モニタリング	回数	827	サービス担当者会議		回数		126

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	10
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	18
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	102
行政等主催の会議等	会議数	79	参加職員数	92
地域主催の会議等	会議数	78	参加職員数	133
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	5
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	32
運営推進会議	開催数	8	参加職員数	8
研修	回数	8	受講職員数	8
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	416		
(内数)ケース検討会	開催数	10		

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	23
センター名:	元町山手あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害											
電話	426	3	127	89	12	0	4,167	7	36	315	58	48	255	5,676							
うち時間外対応	27	0	7	9	0	0	283	0	2	23	1	4	20	384							
来所	80	4	15	4	5	1	32	0	2	22	1	73	13	254							
うち時間外対応	18	0	1	0	0	0	3	0	0	1	0	12	2	37							
訪問	72	2	127	151	9	5	2,132	4	12	178	13	248	89	3,084							
うち時間外対応	9	1	11	9	0	1	160	2	1	15	2	31	6	253							
その他	19	1	24	14	0	0	142	2	2	56	28	23	50	386							
うち時間外対応	10	0	2	0	0	0	16	0	0	4	4	0	4	40							
合計	597	10	293	258	26	6	6,473	35	52	571	100	392	407	9,400							
うち時間外対応	64	1	21	18	0	1	462	2	3	43	7	47	32	714							
実人数	525	9	218	176	22	6	5,690	8	30	176	85	380	266	7,633							
うち新規人数	267	7	46	64	9	6	519	7	7	28	13	365	122	1,468							

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	7	0	0	7
実人数	0	6	0	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	128	対象人数	2,956
		回数	85	対象人数	2,159
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	106	2	104	37	2	2
	簡易型	16	0	16	7	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	252	5	247	88	4	3
モニタリング	回数	3,455	サービス担当者会議		回数		405

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	参加人数	32
		開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	2	参加人数	9
自センター主催の会議等		会議数	17	参加人数	216
小地域支え合い連絡会		開催数	11	参加人数	110
行政等主催の会議等		会議数	91	参加職員数	114
地域主催の会議等		会議数	125	参加職員数	195
ケアマネ等研修会		開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室		開催数	6	参加人数	73
運営推進会議		開催数	6	参加職員数	6
研修		回数	13	受講職員数	17
住民主体活動の後方支援		参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	2,092		
(内数)ケース検討会		開催数	13		

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	24
センター名:	ハーバーランドあんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	497	32	36	24	22	0	459	1	0	23	4	49	1	5	1	83		1,237		
うち時間外対応	11	2	0	0	0	0	11	0	0	0	0	1	0	0	1	7		33		
来所	124	9	18	5	7	0	27	0	0	0	0	10	1	1	91	13		306		
うち時間外対応	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		7		
訪問	129	6	24	62	21	2	161	5	0	5	1	10	0	21	126	9		582		
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0		7		
その他	12	2	42	42	4	0	3	2	0	6	0	15	0	8	5	6		147		
うち時間外対応	1	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0		17		
合計	762	49	120	133	54	2	650	8	0	34	5	84	2	35	223	111		2,272		
うち時間外対応	20	2	7	6	0	0	12	0	0	0	0	2	0	5	3	7		64		
実人数	535	37	88	99	43	2	337	7	0	17	5	56	1	32	220	74		1,553		
うち新規人数	291	28	53	54	31	1	148	5	0	5	4	26	1	12	201	47		907		

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	94	対象人数	1,796
		回数	59	対象人数	1,113
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	68	6	62	17	0	3
	簡易型	8	1	7	4	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	137	3	134	35	0	0
モニタリング	回数	2,005	サービス担当者会議			回数	304

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議機能有するもの	開催数	2	参加人数	64
		開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	2	参加人数	7
自センター主催の会議等		会議数	1	参加人数	26
小地域支え合い連絡会		開催数	10	参加人数	91
行政等主催の会議等		会議数	59	参加職員数	59
地域主催の会議等		会議数	97	参加職員数	117
ケアマネ等研修会		開催数	4	参加人数	39
介護リフレッシュ教室		開催数	4	参加人数	23
運営推進会議		開催数	0	参加職員数	0
研修		回数	19	受講職員数	25
住民主体活動の後方支援		参加回数	2	参加職員数	3
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	705		
(内数)ケース検討会		開催数	5		

月別実績報告書 その1

令和5年度 年間

センター番号:	25
センター名:	港島あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援										介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害										
電話	890	158	188	258	42	0	924	20	0	107	5	349	317	19	69	25	3,371			
うち時間外対応	19	1	1	11	0	0	2	0	0	6	0	6	3	0	0	1	50			
来所	159	8	25	21	7	3	28	3	0	4	0	25	7	4	90	4	388			
うち時間外対応	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	13			
訪問	275	42	45	207	23	11	416	11	0	15	3	76	44	86	159	3	1,416			
うち時間外対応	8	0	1	3	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	15			
その他	37	9	3	16	0	0	40	1	0	5	0	11	103	6	3	24	258			
うち時間外対応	5	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	19	0	0	0	31			
合計	1,361	217	261	502	72	14	1,408	35	0	131	8	461	471	115	321	56	5,433			
うち時間外対応	38	1	4	16	0	1	8	0	0	7	0	9	23	0	1	1	109			
実人数	634	108	132	263	47	14	420	14	0	28	3	201	81	100	266	43	2,354			
うち新規人数	412	74	82	152	31	14	177	9	0	6	3	138	40	35	247	39	1,459			

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	1
実人数	0	0	1	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	652	対象人数	2,788
		回数	619	対象人数	2,746
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委託 数	委託数のうち 新規数
	従来型	37	0	37	12	1	0
	簡易型	34	1	33	8	1	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	204	3	201	82	6	0
モニタリング	回数	2,175	サービス担当者会議	回数	285		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	参加人数	90
		開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ		回数	19	参加人数	57
自センター主催の会議等		会議数	1	参加人数	28
小地域支え合い連絡会		開催数	12	参加人数	153
行政等主催の会議等		会議数	68	参加職員数	76
地域主催の会議等		会議数	94	参加職員数	102
ケアマネ等研修会		開催数	4	参加人数	43
介護リフレッシュ教室		開催数	6	参加人数	60
運営推進会議		開催数	2	参加職員数	2
研修		回数	16	受講職員数	21
住民主体活動の後方支援		参加回数	14	参加職員数	14
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	749		
(内数)ケース検討会		開催数	16		

令和5年度地域ケア会議について

1. 概要

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。高齢者や家族が住み慣れた地域で安心していつまでも住み続けられるように、1人では解決できない課題を地域で解決する場である。

区保健福祉課またはあんしんすこやかセンターが主催し、地域住民、福祉・医療関係者などへの参加を呼びかけ開催されている。

2. 地域ケア会議の実績

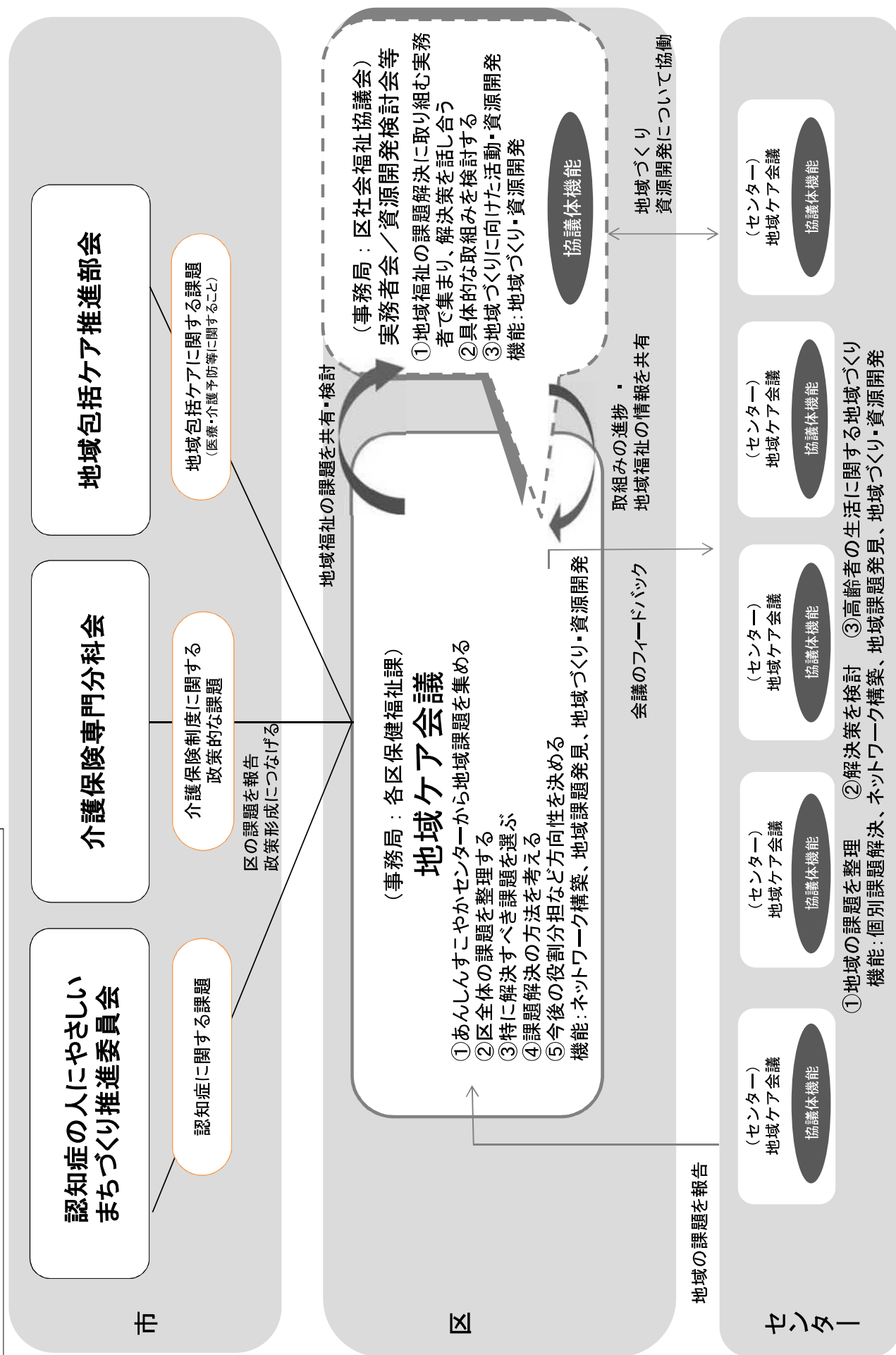
①区地域ケア会議

	テーマ	開催日	参加人数
区地域ケア会議	認知症・精神疾患の高齢者支援について検討・ネットワーク構築	2月20日	24人

②センター圏域別地域ケア会議

センター名	テーマ	開催日	参加人数
新神戸	認知症高齢者の外出支援や、地域で認知症の見守りについて	3月2日	18人
春日野	集合住宅での見守りの課題と多職種による解決方法について	6月21日	26人
	社会とのつながりが少ない男性高齢者の見守りや対応方法の検討	8月6日	18人
脇の浜	圏域事業所と地域との繋ぎの構築について	6月22日	37人
	認知症状のある独居高齢者の対応方法や関係機関との連携	3月14日	21人
三宮	金銭管理ができず、医療・介護サービス等につなげていない高齢者の支援について	9月26日	14人
元町山手	課題がある高齢者の早期発見・早期介入に向けての連携・ネットワーク構築について	11月25日	32人
ハーバーランド	新たな集いの場の立ち上げと、活動推進について検討	6月1日	36人
	高齢者が安心して生活するために、地域や支援機関の役割共有、ネットワーク構築	12月7日	31人
港島	認知症や困難ケースなど支援につなぐににくい高齢者に対する新たな支援や見守り活動について	6月14日	45人
	上記高齢者への対応方法 緊急時の意向確認書の共有	3月15日	45人

（令和2年度～）地域ケア会議と協議体の関係図



令和5年度あんしんすこやかセンター連絡会の実施状況

開催日	内 容	出席者
4月14日	職員異動について、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、その他	社会福祉士等
5月12日	区職員紹介、センター活動報告、その他	保健師・看護師等
6月2日	ひまわり収集について、転倒リスクチェック事業について、センター活動報告・年間計画の共有、職種連絡会の情報共有、その他	主任ケアマネジャー等
7月14日	センター活動報告、職種連絡会の情報共有、虐待に関する通報・相談先一覧について、その他	地域支え合い推進員等
8月4日	センター活動報告、職種連絡会の情報共有、区代表社会について、令和5年度地域活動計画の共有、認知用関連、その他	社会福祉士等
9月1日	センター活動報告、職種連絡会の情報共有、認知用関連 その他	保健師・看護師等
10月6日	動物の多頭飼育について、区代表者会報告、センター活動報告、職種連絡会の情報共有、その他	主任ケアマネジャー等
11月10日	センター活動報告、区地域ケア会議について、区代表社会について、その他	地域支え合い推進員等
12月1日	ひきこもり支援室より情報提供、区代表社会について、区地域ケア会議について、センター活動報告、職種連絡会の情報共有、その他	社会福祉士等
1月5日	センター職員テーマ別研修について、センター活動報告、職種連絡会の情報共有、その他	保健師・看護師等
2月2日	地域活動計画の進捗状況の共有、センター活動報告、職種連絡会の情報共有、その他	主任ケアマネジャー等
3月1日	地域包括支援センターテーマ別研修区発表会、区代表者会報告、センター活動報告、その他	地域支え合い推進員等

センター番号： 19

あんしんすこやかセンター名： 新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 西川 晃

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・運営時間は原則として月曜日から土曜日の午前9時～午後6時とし、祝日も運営し、利用者やその家族からの相談対応および各サービス提供事業所からの連絡対応をおこなう。

日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）の休日等センターの運営時間外やセンター職員不在時の対応は、併設の特別養護老人ホームおよび居宅支援事業所設置の総合窓口でおこない、緊急連絡が必要な場合は、センターの携帯電話にて対応している。運営管理者が携帯電話を常時携帯している。

2. 職員の配置について

- ・主任介護支援専門員 2名
- ・保健師（看護師） 1名
- ・社会福祉士 1名
- ・地域支え合い推進員 1名
- ・その他の職員（プランナー） 2名
- ・事務補助職員（法人兼務） 1名

法人加配のセンター職員を増員し、地域支援および認知症を含む精神疾患や権利擁護等の相談対応に力を入れる。今年度は制度改定があるので、2名の主任介護支援専門員が協力して、介護保険のサポート業務に携わるようにしている。

3. 総合相談支援業務について

- ・日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）以外は、祝日も午前9時～午後6時まで相談支援業務をおこなう。

- ・相談対応は、電話や来所の他、場合によっては実態把握を兼ねて相談者宅を訪問し、地域のつどいの場などで実施する。相談者やその家族に対して介護情報を提供し、介護認定申請の代行手続き、および地域のインフォーマルサービスなどにつなげる。

あんしんすこやかセンターの周知の為に関係機関等への介護情報、防犯情報等の印刷物を配布は継続していく。増加する認知症を含む精神疾患の相談対応にも力を入れ、迅速に動ける組織運営の強化に努めていく。

具体的には、

- ① 地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために、生活や介護の悩みを個人で抱え込むことの無いように、相談しやすいセンターにする。
- ② 相談や実態把握を通して、地域の高齢者の生活状況や生活の困り事を把握する。
- ③ 地域の高齢者の悩みに迅速に対応し、適切なサービスや機関につなげることができる様に、

近隣の支援者、医療関係者、介護サービス事業者などの関係機関とのネットワークの構築、関係づくりを継続していく。そのために地域の関係事業所への訪問と地域ケア会議の開催を通じて、地域の課題を把握し、共有し、その解決方法を一緒に考える機会を持つ。

4. 権利擁護業務について

- ・地域の高齢者が安心して生活ができるよう、支援が必要な場合に迅速に対応できるように、行政をはじめとする関係機関と連絡・連携をとり、支援体制をつくる。
- ・権利擁護支援が必要なケースを早期に発見することが出来るように情報収集をする。
- ・小地域連絡会や給食会・喫茶会などの集いの場や地域福祉センターなど高齢者が集まる場所で、虐待防止や特殊詐欺に関する情報提供や啓発活動を継続しておこなう。
- ・虐待防止研修の受講やケース検討会などを実施し、虐待対応に関するセンター職員の理解を深める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の居宅支援事業所の介護支援専門員等からの個別の相談対応以外に、中央区ケアマネジャー連絡会での情報提供や勉強会などの支援をおこなう。
- ・ケアマネジャー、サービス事業者が困難事例などの相談を受けた際に、協力して一緒に対応ができる体制・関係を維持し、必要な場合は、地域ケア会議での地域課題として取り上げ、解決方法を話し合い、高齢者が住み慣れた場所で生活するための包括的ケアマネジメントおよびネットワークの構築ができるように働きかける。そのため地域情報や最新の介護情報およびサービス提供事業所情報等を提供し共有を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・民生委員児童委員、地域住民、医療機関、介護事業所等と連携をとり、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。高齢者が、目標をもって介護予防・認知症予防・フレイル予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、給食会や喫茶会、高齢者のつどえる場所等の地域資源を利用し、自立支援型の介護サービスや計画の提供と作成を行う。居宅支援事業所のケアマネジャーや各事業所相談員・サービス提供責任者等にも情報を提供し、連携して介護予防マネジメントを行う。介護保険サービスで賄えない部分は、地域サービス等の導入なども踏まえた情報提供とケアプラン作成時のアセスメントをおこない、自立支援型のケアプラン作成をする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員・児童委員協議会、友愛訪問ボランティアや自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の他、高齢者見守り事業協力事業所等の関係機関と連携・連絡をとりながら、高齢者の見守り活動を継続する。認知症サポーター店の他、地域の金融機関、薬局、不動産事業所等を始めとする各種事業所や集合住宅管理人室等、高齢者が関係する場所に介護情報等を提供し、地域で高齢者を支えるネットワークの一端を担って頂くように働きかけを継続する。
- ・地域で開催されている給食会に継続的に参加し、地域の支援者をサポートしていく。
- ・地域住民に対して、介護予防やフレイル予防の啓発をして、地域が一体となってこれらの予防活動に取り組む自主活動が生まれるように働きかける。地域の様々な関係機関、NPO、各種活動グループ等に働きかけ、新たな担い手を見つけ、育てることの支援・推進活動に取

り組み、地域住民が主体のつどいの場を立ち上げることを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーターのいる店舗・事業所との連携を進め、協力店を増やして安心して暮らせる街づくりを支援する。認知症サポーター店へは、その都度訪問し、顔の見える関係作りに努める
- ・認知症や地域ケアに関する情報提供や研修会開催などで、広報・啓発をする。また、介護リフレッシュ教室を開催し、家族間のネットワークができるように支援するほか、圏域内の各種事業所等に開催場所を借りて実施することで、新たなネットワークが構築できるように繋げていく。
- ・認知症理解や予防に関する情報提供を行う機会と共に、地域ケア会議で認知症を理解し、認知症ケアの方策を考える機会をつくる。
- ・認知症に関する相談に対応するために、精神保健福祉士資格を持つ職員の配置や、センター職員全員が認知症相談対応とチームでの対応ができるようにする。
- ・認知症に関する相談内容で、必要な場合は「神戸モデル」の利用案内を勧める。
- ・圏域内で認知症の方への声掛け訓練が継続実施できるよう、働きかける。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・毎月開催される各地区の民生委員児童委員の連絡協議会の定例会、給食会、地域の諸行事等に参加、地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員児童委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。
- ・民生委員や友愛訪問ボランティアからの高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等をおこなう。
- ・地域の支援者の声をしっかり受け取り、応えられるセンターを目指していく。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内の医療機関、地域医療連携室、薬局を定期的に訪問し、介護情報や地域情報等を提供し、地域ケア会議開催時は出席依頼ができる関係づくりを継続する。
- ・医療・介護の多職種連携の研修会・勉強会に出席参加する。
- ・医師や薬剤師とケアマネジャー、サービス事業者間のネットワークを構築する連絡会や医療に関する勉強会などの機会を持つことができるよう働きかける。

11. その他関係機関との連携について

- ・各地区民児協定例会や給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・常に公正中立な立場を保ち、センターに持ち込まれる相談対応に当たる。必要な場合は専門

の相談機関や窓口を紹介する。また、そのための各種相談機関・窓口の情報収集をする。

- ・利用者自身が自分の生活を選択・決定できるように、各関係機関やサービスを紹介する。そのため、事業所や関係機関、地域資源などに関する情報収集をする。
- ・相談内容、特に困難事例などについて、毎朝のセンター職員のミーティング時に情報の共有や意見交換などを行い、公正かつ中立な相談業務が遂行できるように取り組む。

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：20

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：橋本 弘子

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）を除き、4職種が交代で当番を決め、専門職として電話や来所者の相談対応ができる体制をとり、必要に応じて訪問し相談の対応を行う。
- ・24時間体制については、職員の就労時間外である夜間（17：30～9：00）及び日曜日・年末年始（終日）、災害で出勤困難な場合は夜間専用の携帯電話を職員が交代で持って電話対応を行い、必要に応じて運営管理者・担当職員へ連絡する体制を取る。

2. 職員の配置について

- ・4職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支えあい推進員）が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整えている。
- ・介護予防ケアマネジメントでは上記の4職種が兼務を行うほか、介護予防ケアマネジャー2名を配置している。
- ・シルバーハウジングではLSAを1名配置し、見守りを兼ねた相談対応に努めている。

3. 総合相談支援業務について

- ・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
- ・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をするようにし、理解の確認を心がける。
- ・相談内容については朝礼にて情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法についての的確な対応が出来るようにする。
- ・総合相談の内容を統計化することで、地域・年齢・疾患、相談内容別にデータの視覚化を図る。そこから見えてくる地域課題を把握することで予防的啓発活動を行う体制を整える。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待通報相談があった際は、4職種で情報共有を行い、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、適切に対応を行っていく。また、関係機関とも連携を行いながら、高齢者虐待解消に向けて、対応を行っていく。
- ・認知症進行などで不適切な介護状態が継続し、高齢者虐待となる可能性がある。高齢者虐待に至るまでの早い段階で発見、対応、支援ができるよう民生委員や地域住民、医療関係者、介護事業所など幅広く地域に関係する方に対して、相談先であるセンター周知を行い、高齢者虐待予防啓発を行っていく。

- ・高齢者虐待終結後のふり返しを行うことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応を客観的、冷静に見直すことができる。そのことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応力向上につながる為、高齢者虐待事例終了後のふり返し事例検討会議や、施設内研修を実施していく。
- ・認知症状が進行し、金銭管理ができなくなった時に成年後見手続きが必要となる身寄りがない独居高齢者や老々世帯が多い。その為、高齢者本人や地域住民にも幅広く成年後見制度について知ってもらえるよう啓発を行っていく。また、相談があった場合は、成年後見制度の必要性の確認・説明を行い、申立の専門機関へつなぐ支援を行う。
- ・高齢者宅に、消費者被害が疑われる不審な電話や訪問が多い。あんしんすこやかセンターに相談があった事例や警察、神戸市からの消費者被害事例などを高齢者や地域住民、介護事業所に対してチラシを作成し、早期に注意喚起を行い、被害防止に努める。また、被害にあった方には、家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の要支援認定を受けたサービス利用者に対して介護予防の視点でケアプランが作成できるように委託居宅事業所と連携を図り、社会資源等の情報提供やアドバイスを行う。
- ・委託居宅事業所や圏域内の居宅支援事業所からの困難ケースや支援方法の相談に適切な支援が出来るように、研修等に参加しセンター職員のスキル向上に努める。
- ・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題として積み重ねる。必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域・医療・介護で課題解決のための協働、質の高いケアマネジメントを目指す。
- ・圏域ケアマネ連絡会を開催し、圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築して、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。
- ・年度初めに圏域居宅介護支援事業所に対してセンター主催の地域ケア会議・ケアマネ連絡会・介護リフレッシュ教室などの開催計画を示し、地域や多職種との顔つなぎの場に参加ができる体制を整える。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・総合相談の統計などを活用し、地域の高齢者・支援者がいる集いの場で地域特性に応じた介護予防・フレイル啓発を医療機関や他機関などの専門職種と連携して行う。
- ・相談される内容に応じて必要時、自主グループなどの集い場・地域拠点型一般介護予防事業・KOBE シニアポイント・フレイル予防事業・フレイル改善通所サービスなどを提案し、地域の繋がりや役割が持てるように支援する。
- ・事業対象者や要支援者に対する介護予防ケアマネジメントでは 4 職種と介護予防ケアマネジャー 2 名を加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所とも連携し、適宜委託担当の依頼を行っていく。
- ・センター職員が訪れることの少ない集いの場にて基本チェックリストを個別に行うことで新たなフレイル高齢者の発掘を行い、適切なサービスに繋げる。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・給食会等の地域行事に参加し、支援者と顔の見える関係づくりを行うとともに地域の現状の把握に努める。また前年度の地域別相談内容を統計化し、地域に適したタイムリーな情報提供を計画的に行う。
- ・集いの場の支援者と定期的に話をする機会を持ち、運営する上で困っていることがあれば助言、ねぎらいを行い、継続的に運営・支援ができるように後方支援を行っていく。
- ・制度の狭間で支援が受けられずに困っている地域住民には定期的に訪問を行い、インフォーマルサービス等も検討しながら本人の力を引き出す支援を行う。
- ・民生委員等からの相談の中で安否確認や見守り訪問を継続し、必要なサービスに繋ぐ。
- ・単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。
- ・新たな集いの場の発足の相談があったときには助成制度の情報提供を行い、開催に向けて後方支援を行う。
- ・地域に出向いた際に地域住民との会話から困り事などの相談を受けられるように時間をつくる。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・金融機関や郵便局と意見交換の場を作り、認知症の方の行動で困っていることや対応方法について情報共有を行い認知症、詐欺被害の早期発見・対応、今後の連携方法について確認する。
- ・認知症相談が多い地域にて認知症高齢者声掛け訓練をすることで地域の方が疾患を理解し、安心して対応できる機会を作る。また徘徊時の対応として地域の方から警察へ保護依頼ができるようにする。
- ・認知症患者・介護者等の対象者に対し、介護リフレッシュ教室、高齢者安心登録制度、神戸モデル（認知機能検診）、K O B E みまもりヘルパーなどの情報提供を行い、介護負担軽減を図る。
- ・認知症の相談を受けた時には本人、家族の実態把握を行い、医療機関や必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応を心がける。
- ・神戸市認知症地域支え合い推進事業である専門職派遣・講義などを地域に提案し、地域住民にも認知症に関する神戸市の施策について理解を深める機会を作り、認知症の人にとって住みやすい地域とは何かを地域住民と共に考える。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会等へ参加することで相談しやすい関係を作り、日頃から高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように努める。
- ・小地域連絡会では地域で気になっている人、対応方法で悩んでいる事、地域の課題等について確認する場とし、地域と一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。

10. 医療機関との連携について

- ・病院の地域医療連携室等と連携し、入院情報シートを利用しながら入退院に関する調整を密に行い、切れ目のない介護・医療の支援を行っていく。
- ・在宅介護・医療連携支援センターと協力し、在宅で医療の必要な高齢者へアプローチを行っていただけるように連携を図る。
- ・認知症、精神疾患を抱える方の相談が増加傾向にあるため、タイミングを計りながら必要な医療機関に繋げる体制を整えていく。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と連携し、情報提供があった時には速やかに実態把握を行い、介護予防の視点を持って必要なサービスに繋がるように支援していく。
- ・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報提供や情報収集・後方支援を行う。また参加が増えるよう地域に啓発を行っていく。
- ・警察、消防、市営住宅やマンション管理会社、大家等と情報共有を行い、お互い連携をしながら見守り対応を行う。
- ・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認が速やかに行えるように対応する。
- ・保健福祉課、生活支援課、地域協働課、区社会福祉協議会と連携を図り、地域高齢者の介護予防、権利擁護、認知症対応等の支援を行えるよう情報共有を行いながら協働する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が居宅介護支援事業所やサービス事業所、サービス内容を自身で選択できるよう、ホームページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：21

あんしんすこやかセンター名：協の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名：田中 智明

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

訪問等で外出する場合は、センター職員内で調整又は携帯電話の活用によりスムーズに地域の皆様からの相談に対応します。休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日 9:00）の相談においても、日直・当直職員より担当者へ連絡できる体制を24時間整えています。

2. 職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・介護予防プランナーの配置に加え、LSAを配置しています。お互い緊密に連絡を取り合って連携を強化し業務を遂行します。

3. 総合相談支援業務について

本人・家族・近隣住民、地域ネットワークを通じ地域の相談窓口となり、様々な相談・連絡を受けます。支援を必要とする高齢者の状況把握に努め、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活して行く事ができるように、適切なサービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

4. 権利擁護業務について

高齢者等が地域生活を営むうえで困難等を抱えた場合、地域住民・民生委員・介護支援専門員・行政等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づき関与します。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に必要なサービスや機関につなぎ、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう支援します。又高齢者が消費者被害に合わないよう各専門職と連携を取りながら継続性を持って啓発活動を行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように圏域の資源マップを作成します。また、医療機関・地域のサービス事業所・地域の関係機関等と連携し、協力体制を構築すると共に地域ケア会議で繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、連絡会等を通して相談・助言・支援等を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について（フレイルなど）

フレイル予防が必要な方や地域行事に参加されていない方等について、関係機関と連携を図り情報共有を行い地域課題の抽出し、課題が解決出来るよう検討を行っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民の方が、安心して日常生活を送ることが出来るよう地域のニーズや社会資源を把握し必要に応じて区社会福祉協議会との協議を行います。また、地域にある社会資源を地域住民の方や圏域にかかわりのある事業所（ケアマネジャー・薬局・病院等）に対しても情報提供を行い、地域に貢献できるグループの育成も目指していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター研修は昨年度は圏域内にある有料老人ホームでの開催を出来ました。今年度は圏域内で地区を絞って計画し、若い世代を含めた地域住民への啓発を行います。地域で柔軟な対応が行えるよう声掛け訓練を圏域で開催し認知症の啓発に取り組みます。神戸市の安心登録制度や神戸モデルの広報も行います。圏域内で地域行事等で認知症の広報を行います。キッズサポーター養成講座も開催出来るよう区・圏域小学校・圏域児童館と調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報提供を行い地域との連携を深めて行きます。地域のふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加し協力します。

10. 医療機関との連携について

主治医や地域や医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。また定期的に圏域内の病院・薬局等を訪問することで顔の見える関係づくりを行います。医師・医療ソーシャルワーカー・歯科医師・薬剤師とのさらなる連携強化に努め困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域のふれあいのまちづくり協議会・自治会・民生委員・老人会ボランティア団体や認知症サポーター店等との連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。又保健福祉課・区社会福祉協議会との情報交換や連携に努め、地域でのネットワークを強化します。地域と事業所を繋げるような地域ケア会議を開催します。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。
- ②利用者・事業者への適切な情報を提供します。
- ③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。
- ④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。
- ⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。
- ⑥総合事業についての理解に努めます。
- ⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：22

あんしんすこやかセンター名：三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名：秋田 知宏

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の9:00～17:00、土曜日9:00～12:00の窓口開設時間は4職種のうち1名は窓口で対応できるようシフトを組みます。夜間・土曜日午後、日曜日の窓口開設時間外は、4職種が持ち回りで携帯電話への転送対応を行います。また、その場合職員が所持している携帯電話を活用し、担当者に連絡を取ることで、スムーズに相談に応じ、緊急事態に対応します。

2. 職員の配置について

資格・職歴など運営要綱の条件を満たし地域包括支援センター業務に適した保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置と、昨年度に引き続き圏域内高齢者数は6,000人超である為、合計4.5名の配置をします。職員間の情報共有を密にし、相談内容やケース記録を共有することで、主担当者が不在の場合でも他の職員が迅速に対応できる環境を整えます。

経験の浅い職員がいるため、OJTや各種研修会の参加などを通じ、職員の資質向上のための取り組みを積極的に行います。チームアプローチを重視し、職員が継続して勤務できる環境を整えます。

3. 総合相談支援業務について

相談内容や状況が複雑化し、福祉・介護に加えて法律関係の相談も増加しているため、センターだけでの対応が困難となっています。このため、多機関・多職種連携を制度化・構造化・標準化する必要があります。センターの相談機能向上と相談から解決までの期間短縮を目指し、新しいアプローチを模索します。総合相談支援をより効果的に行うために、多機関・多職種連携やデータ駆動のアプローチを導入し、地域全体の福祉向上に寄与することを目指します。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくことができるように、地域の方々と介護サービス事業所等と連携し、虐待、消費者被害、認知症による生活困難などの事例を早期に発見するように努めます（介護サービス事業者等には早期発見、早期の相談通報を啓発します）。また、神戸市や適切な機関に相談し、連携をとりながら成年後見制度、権利擁護事業の利用や緊急の施設利用などを支援します。

地域行事等での消費者被害に対する注意喚起や情報提供の実施、センターが虐待の相談窓口であることの広報啓発にも努めます。

個別の課題解決と他ケースにも適用可能なシステムの構築を進め、地域のニーズに応えるためのマップ作成などにつなげます。具体的には、高齢者虐待勉強会を開催し、個別ケースを取扱い、個別の課題解決と他ケースにも適用可能なシステムの構築を進めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーからの日常的な相談に応じると共に、ケアマネジャーが利用者を支援していく時に必要な後方支援を行います。状況に応じて個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域で利用者を支えていけるようネットワーク形成を図ります。

圏域内のケアマネジャーとの連絡会・勉強会を企画し連携を強化するとともに、圏域内のケアマネジャーが新しい情報や知識を得られるよう支援します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の理念に沿って、地域の高齢者がその人らしく生活できるように自立を支援していきます。このため、事業対象者・要支援者に対しては明確な目標を持った意欲を引き出すケアマネジメントを行い、ご本人の能力の維持・向上に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるような地域づくりを行えるよう、地域住民や区社会福祉協議会に配置される生活支援コーディネーターと協働して地域支え合い活動の推進、コミュニティ作りの支援に努めます。

また、居場所の数が増えることで、地域の高齢者が介護予防の機会を、自身が望むように選択できるよう取り組みます。

学校と地域との連携を深めるための取り組みを進め、実習受け入れ校のほか、地域の高等学校や専門学校などにもアプローチし、学校のニーズとその連携方法を探り、住民が互いに見守り合える地域づくりを進めます。

地域関係者の高齢化等から、地域課題に対し、連携や解決の主体となる新たな資源の確保も重要と考え取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルを活用、広報しながら「認知症の人にやさしいまちづくり」に地域住民と一緒に取り組みます。

介護リフレッシュ教室を年6回開催し、認知症の方を介護する家族がリフレッシュできる機会を定期的につくることと、家族介護者が社会参加できる機会をつくります。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症についての相談対応を早期段階から行います。高齢者安心登録事業についても積極的に広報します。

民生委員との連携が深い地域で、認知症サポーター養成講座の開催と声かけ訓練を実施し、認知症への理解を改めて深められるよう取り組みます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域の方と信頼関係を築きつつあり、気軽に相談して頂ける窓口であることの周知を継続します。相談には、状況に応じて複数の職員で迅速に応じ、実態把握及びサービス利用手続きの支援を行い、必要な範囲のフィードバックを行って、地域とともに支援する

ことができるよう努めます。

10. 医療機関との連携について

圏域内の医療機関へセンターの広報誌を配付するなどし、センター周知を行い、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制作りに努めます。中央区医師会、中央区医療介護サポートセンターとも連携、協力し、関係作りに努めます。

11. その他関係機関との連携について

前に述べたように、センターへの相談は福祉・介護にとどまらず、法律関係の相談も増加しており、センターだけでは対応が困難となっています。このような状況を踏まえ、多機関・多職種連携をより制度化・構造化・標準化する必要性が浮かび上がっている為、多機関交流会を開催できるよう進め、複雑な支援困難事例に対処する実用的な解決策を共同で構築します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、日頃から情報収集を行い、公正な情報提供に基づいて利用者の意思決定を尊重した支援を行います。運営要綱・実施要領に定めた公正中立の事項を遵守します。

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：23

あんしんすこやかセンター名：元町山手あんしんすこやかセンター

運営管理者名：小畑 昌也

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・相談窓口の営業時間は9時～18時とし、日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は原則休みとします。また、営業時間外の夜間、休日など24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者などが連絡を受け、必要に応じセンター職員が電話対応を行う体制を整えています。
- ・相談対応後は早急に記録を整備し、職員間で回覧を行い情報の共有を図ります。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続出来るように努めています。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士2名（加配1名）、保健師1名、地域支え合い推進員1名、プランナー2名（1名非常勤）、LSA1名を配置し、専門性を活かしながら業務を遂行し、また、各職員が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保っています。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、4職種5名とプランナー2名、運営管理者1名により対応していきます。

3. 総合相談支援業務について

- ・ワンストップ機関という役割を意識し、相談受付に対しては相談者の訴え思いを傾聴し、共感する事で、その相談者が納得されるような対応を心掛けていきます。
- ・様々な相談に対して専門的なチームアプローチを実施し、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間で情報の共有を図っていきます。
- ・圏域内の様々な社会資源に対して広報活動を行い、センターの役割が周知される事によって、地域で問題を抱える高齢者の早期発見、早期介入を目指していきます。
- ・地域のつどいの場や給食会などへ参加し、センターの広報活動を行っていく事で、地域との連携を深めます。また、センターが総合相談窓口である事を周知し、相談しやすい環境作りに努めます。
- ・出張相談などのアウトリーチを行う事で、センターの役割を地域へ周知・浸透させ、多世代から高齢者の情報が、幅広く得られる機会を作ります。
- ・県営大倉山住宅に月曜日～金曜日（12月31日～1月3日及び祝日を除く）の、9：00～17：00の間、LSA1名を派遣し、シルバーハウジングに住む高齢者の相談に対応するとともに、見守り活動を行います。
- ・地域に周知された公民館を使用し開催する、介護予防普及啓発事業を、地域支援者や介護サービス事業者などと協力協働の上で企画し、介護予防普及啓発に努めます。

4. 権利擁護業務について

- ・地域行事や介護予防普及啓発事業などの場において、権利擁護（成年後見制度、消費者被害予防、高齢者虐待の防止）について、地域住民に対し啓発活動を行います。
- ・消費者被害防止の為、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれないよう啓発活動に取り組みます。消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめる為の支援を行なうとともに、市介護保険課ならびに区保健福祉課へ遅滞なく報告します。また、必要に応じて消費生活センターへ情報提供していきます。
- ・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護サービス事業者など、地域の多様なネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、高齢者虐待などの事例を発見した場合には、情報収集と事実確認を早急に行い、区保健福祉課に報告するとともに、社会福祉士を中心とした4職種でチームアプローチを行い、介護サービス事業者などの関連機関と連携し、適切な対応を行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や、成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理が難しくなった認知症の方や、独居高齢者などの必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し、適切な時期に制度へ繋げていきます。
- ・事業所内で行う高齢者虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加する事によって、職員の対応力向上を目指します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内のケアマネジャーが抱える困難対応ケースへの助言、指導などの支援を行い、その内容をセンターで共有していきます。
- ・介護サービス事業所従事者（主にケアマネジャー）を対象に、連絡会、事例検討会などの研修会を開催し、連携体制を構築していきます。
- ・認知症や精神疾患を持つ高齢者への個別的な対応の中で、予防的支援体制やネットワーク構築により問題が早期に解決出来るよう、関係機関と検討する地域ケア会議を開催します。
- ・独居高齢者の多い地区などにおいて、認知症高齢者SOS声掛け訓練や認知症キッズサポーター養成講座を実施し、地域住民への認知症に対する理解を深めていきます。
- ・圏域ケアマネジャーと地域支援者（民生委員、友愛訪問ボランティア）の交流、意見交換会を企画実施していきます。
- ・高層住宅やオートロックマンションが多数立ち並ぶ地区の、高齢化率の高いマンションにおいて、高齢者を見守るつどいの場の立ち上げに向けた働き掛けを、区社会福祉協議会と連携を図りながら行います。

上記の取組みを、それぞれの地区で提案し実施していく予定です。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自宅で可能な限り自立した生活が送れるように、常にご本人の意向を確認しながら、各種サービスや地域で開催している様々なつどいの場などに繋ぎ、健康維持に努めていきます。
- ・要支援者に対しては、4職種5名及びプランナー2名、運営管理者1名で対応します。介護予防サービスの内容や意義を説明し、その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していきます。また、個別のニーズを踏まえ、公正中立な立場で、その方の望む生活が実現出来るよう、自立支援を基本としたケアプランを作成します。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるように促進していきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域主体活動へ積極的に参加し、地域住民や地域支援者との信頼関係を構築するとともに、地域の状況やニーズについて情報収集し、顔の見える関係作りを行っていきます。
- ・小地域支え合い連絡会を開催し、支援を必要とする高齢者の早期発見、早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持出来るよう適切な支援を行います。また、民生委員などが見守り活動を行なう中で生じる、困り事の相談にも対応していきます。
- ・地域支援者と協力し、高齢者のつどえる場所作りを進めていきます。また、現在稼働している自主グループの活動が継続出来るよう、側面的な支援を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の活動などの中で継続的に行っていきます。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促す事によって、認知症の人が安心して暮らせる街作りを目指します。
- ・困難事例が発生した時は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援）などと連携を図り、課題の解決に努めていきます。
- ・介護リフレッシュ教室が必要な方へ広報し、認知症高齢者の家族が日頃の悩みや辛さを話し合い交流する事で、家族の孤立を防ぎます。また、専門的知見を持つ講師を招き、意見交換を行う事によって、在宅における介護負担の軽減に繋がるよう支援を行います。
- ・介護リフレッシュ教室に参加する認知症高齢者の家族などが、自主グループを立上げていく為の後方支援を行い、つどいの輪を広げていきます。
- ・認知症サポーター店や、見守りに協力いただける店舗などへ定期訪問し、情報提供を行うことでセンターとの関係性を深めながら、認知症高齢者を見守るネットワークの一躍を、担っていただけるよう働き掛けます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員など、地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるように努めます。
- ・地域行事やふれあいのまちづくり協議会の役員会などに出席し、民生委員やその他の役員などと日頃から情報交換が出来るように、関係性を深めていきます。
- ・地域の実情に照らし合わせ、必要時には個別ケース検討をテーマとする、地域ケア会議を実施していきます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当するご利用者のケアプランの見直しや、病状に変化が生じた場合には、速やかに主治医へ報告、相談するとともに、必要に応じて関連機関に連絡し、ご利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用出来るように努めます。
- ・地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を迅速に行ないます。

11. その他関係機関との連携について

- ・支援者連絡会を定期的で開催します。区保健福祉課、区社会福祉協議会、消防署、警察署、民

生委員、介護サービス事業所などとともに、地域の状況やニーズについて情報交換を行い、それを地域に還元していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域住民の権利擁護の為に、センターの運営要綱、実施要項に定められた公正、中立の立場を遵守した事業運営に努めます。
- ・地域の社会資源に関する情報収集を行い、それを見やすくファイリングし、市民やケアマネジャーなどを対象者として提供する事で、自己決定に向けた支援を行います。
- ・要介護者に対する居宅介護支援事業所の選定にあたっては、一覧表を提示し、対象者またはその家族自らが、事業者を選定出来るように支援します。

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：24

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路 邦博

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・センターは、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）以外、9時から17時30分まで運営し、センター休館日、時間外においても電話応対できる体制とし、緊急時の相談においても支障をきたさないよう対応する。来所相談者には相談室を用意し、相談者が安心して相談できるような環境に配慮する。また、相談者の希望に応じ、訪問対応についても調整し対応する。また、地域活動へ積極的に参加し、高齢者に対する情報収集を行い、必要時には実態把握を行う。
- ・災害時においては、運営管理者を中心に、職員の安全を確保した上で可能な職員は職場へ出務し、情報集約及び発信の拠点となる。

2. 職員の配置について

- ・定められた配置基準に従い、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員（認知症地域支援推進員）を各1名常勤配置し、初期相談対応については、状況に応じセンター所属の介護予防プランナーも対応できるようにし、相談者がいつでも相談できる体制をとる。

3. 総合相談支援業務について

- ・相談者の意向に沿って、電話、来所、訪問が選択できる体制をとり、集めた情報をデータで一元管理し、職員間で共有できるようにする。また、個人情報の取扱いに注意し、適切な管理を徹底する。
- ・相談内容に応じて適切に対応できるよう、基本的にセンターにあんしんすこやかセンター職員を常駐させ、窓口対応が常にできる体制とし、相談内容を整理した上で、適切な支援機関につないだり、各専門職が直接的な支援を行う。
- ・行政及び地域住民から情報提供があった場合は、必要に応じて迅速に実態把握を行い、関係機関と協力しながら支援体制を構築する。
- ・相談者の実態把握を行う際には、相談者の来所もしくはセンター職員の訪問について意向を確認し、相談者の希望に応じた対応を柔軟に行い、相談しやすい環境に配慮した総合相談業務を行う。また、直接窓口相談があった際にも、適切に対応できるようにセンター職員は当番制でセンターに常駐する。また、職員間で情報共有のための情報伝達を即時行う。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待については、疑わしい内容も含め、センターに相談があった場合は、区保健福祉課へ報告し、専門分野である社会福祉士が中心となり対応に当たる。また、情報共有を徹底し、センター全体で対策を講じる体制をとる。

圏域の居宅介護支援事業所や地域に対して、高齢者虐待についての啓発を継続し行い、虐待に至る経緯や、養護者の支援を行う必要がある事などを伝える。通報することにより、利用者の安全を確保するとともに、その家庭の生活環境を改善させることが目的であることを共有する。

・消費者被害について、警察の生活安全課と連携し地域で起きた詐欺被害や悪質な訪問販売などの情報を集約し、実際の事例について地域の集いの場などで住民に伝え、自衛で対策を講じていただくよう啓発する。また、警察と地域の集いの場をつなぐ活動も継続する。

・認知症高齢者の金銭問題については、成年後見制度や安心サポートセンターなどを、必要な高齢者支援のツールの一つと考えていただけるよう理解を深める。また、地域活動の場などでも啓発を行い、理解を深める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの相談に対して丁寧に対応する。支援困難ケースについては必要に応じて同行訪問等や検討会を行い、介護支援専門員の負担が軽減できるよう支援する。

・圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたケアマネジャー連絡会を開催し、日頃から連携できる介護支援専門員同士のネットワーク体制の構築を図る。また圏域内介護支援専門員がニーズに基づいた研修会や情報共有の場を持ち、特に今年度は制度改正もあり少人数の事業所も不安なく活動できるように制度の解釈や実践など情報交換を行い日頃の悩みの共有、実践力の向上を支援する。

・圏域内居宅介護支援事業所とセンター間で、社会資源情報を共有し、地域で不足する社会資源、活用できていない社会資源を明確にする。介護支援専門員より、積極的に社会資源の活用、不足する資源情報の発信ができるよう働きかけを行い、よりよい地域作りのため連携・協働する体制作りを行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・令和 5 年度に各地区の開催している給食会で基本チェックリストを実施し、コロナ禍を経たどのように変化しているかの情報収集を行い、介護予防の課題を抽出した。令和 6 年度は、フレイル予防支援事業を実施し、地域住民の健康寿命の延伸を図る。

・積極的に地域拠点型一般介護予防事業を行っている集いの場を訪問し、参加者の状態変化の把握を行い、介護予防の啓発を行う。

・介護予防が必要な高齢者に対して、積極的に社会資源の情報提供を行い、自立した生活が送れるように支援を行う。

・介護予防ケアマネジメントの対象高齢者について、センター職員と介護支援専門員、関係事業者の協働により、質の高いケアマネジメントの展開をする。また、積極的な地域資源の把握を行ったうえで関係事業者に紹介を行い、自立支援を促す。

・介護予防ケアマネジメント業務の訪問時や集いの場への参加等、高齢者に関わる機会を利用し、介護予防について具体的な方法をリーフレットなどの視覚媒体を用いて説明する事で介護予防に関心を持っていただけるようにアプローチする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・当センターが管轄する3つの地区の社会資源情報の収集や分析を行うことで、地域住民に必要な情報を検討し積極的に発信する。

・住民主体で実施している地域活動について、変更時には内容の更新を行い、区保健福祉課や区社会福祉協議会と共に情報共有を行うことにより地域住民の活動がスムーズにいくよう支援する。

・給食会等の地域行事や集いの場へ参加した際は、地域住民にとって必要であると思われる情報提供および啓発活動を行う。

・地域住民が中心となって立ち上げた集いの場が継続して開催できるように、主催者と参加者に

センター職員が積極的に関わる事で信頼関係を構築し、後方支援を行う。そして住民が必要とする集い場の立ち上げ支援についても情報提供を行い、住民が主体となって活動できるよう後方支援を行う。

- ・見守り必要度基準(ものさし)を基にして、継続的な見守りが必要な高齢者かどうかを判断し、必要と判断した場合は、具体的な支援方法についてセンター内で検討する。その後、地域住民と密に情報共有を行いながら、見守りを必要とする高齢者の自宅を定期的に訪問し、介護保険サービスや必要と思われる制度に繋げていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・圏域内の店舗、薬局、金融機関との連携を図り、ゆるやかな見守り体制が継続していくように中央区で作成した、認知症高齢者支援冊子ケアパスの配布、「みまもろうステッカー」の配布を行い、今後も啓発や周知に関する活動を行っていく。

- ・圏域内で認知症高齢者 SOS 声掛け訓練を開催し、地域の方々が認知症高齢者の方へ声かけができるようになり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域住民との信頼関係を構築するために、圏域内で開催している地域行事や集いの場へセンター職員が積極的に参加し、地域の情報収集や連携を強化してだけでなく、地域の状況に応じた啓発していく。

- ・民生委員主任児童委員を中心とした支援者が、高齢者に対する課題について、一人で悩み抱え込まないよう、ふれあい給食会や小地域連絡会(ふれあいネット)を通じて情報を共有し、地域住民自体が課題に気付き、課題に対する対応方法や解決策を見出せるよう後方支援する。

- ・民生委員や地域住民からの相談に対しては、センター内で共有し、対応策を検討していく。介入が必要だと判断した事案に対してはセンターとして即座に対応できる体制を整える。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対して早期発見・早期対応ができるような体制づくりを行う。

- ・数年をかけて地域の開業内科、薬局、認知症サポート店などを、センター職員が訪問し連携強化や顔の見える関係構築を行ってきた。今年度は、認知症高齢者の支援も含めて、更にネットワーク強化に向け圏域にある精神科の医療機関へ出向き、連携を強化することで、センターが早期に適切な介入を行う。

- ・個別のケースについて主治医と連携を図り、高齢者に対してきめ細やかな対応ができるように関係性を深めていく。

11. その他関係機関との連携について

- ・高齢者本人へアプローチを行うとともに、その家族や親族、その他の近隣トラブルなど個人を取り巻く問題についてはその内容を整理し、生活支援課、障害者支援センター、閉じこもり支援室、こども・若者ケアラー相談・支援窓口など、適切な事業体と協力し、チームで連携し支援にあたる。

- ・地域と消防が主催する防災訓練へ、センターも参加し、高齢者体験コーナーなどのブースを設け、高齢者の心身の状態を実際に体感いただくことにより、災害時の高齢者の置かれる状況を理解いただき、高齢者支援の在り方について学んでいただく機会を設ける。また、実際の災害時に高齢者が取り残されることなく安心して避難できるよう消防や警察、民生委員との情報共有を日々の関わりから行っていく。

- ・調剤薬局や郵便局、そして銀行等と今後も連携し、地域とのネットワークを構築することで、

困りごとを抱える高齢者を把握して、必要に応じた支援に繋げていく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・毎年、センター内で主催する倫理及び法令順守に関する研修にプランナーを含めたセンター職員全員が参加し、公平公正な判断が出来るように学びを深め、常に中立的な視点で支援できるよう意識づけを行う。
- ・常に対象者が自身の選択により判断できるよう、選択できるツールを「ハートページ」や「医療機関マップ」、「複数のパンフレット」などを提示し、偏った情報の提供にならないよう注意する。

令和6年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：25

あんしんすこやかセンター名：港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名：奥矢 登世子

令和6年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 毎始業時間にミーティングを行い、当日の予定や前日の相談対応等について共有し必要に応じ方向性を検討する。
- ② 受け付けた相談は迅速に相談受理簿を作成し共有する。また地域分析をおこなうため、相談内容をデーター化し、地域の現状を客観的に判断できるようにする。
- ③ 月に2回第2、第4水曜日職員全員での会議を行い個別事例の検討や、地域診断・地域課題・災害時対策について話し合う。
- ④ センターの広報「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発行する。介護予防や権利擁護など高齢者に役立つ情報を高齢者や地域の支援者へ啓発する。また、地域住民による見守り活動に活用してもらう。
- ⑤ 24時間体制について、営業時間以外は、電話での受付を法人と連携して対応する。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー	1名
保健師	1名
社会福祉士	1名
地域支え合い推進員	1名
看護師（法人加配）	1名
介護予防支援専従職員	1名

それぞれの職員が専門知識や技能を活かしながらチームで業務をおこなう。

3. 総合相談支援業務について

- ① 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また緊急性の判断も行い、適切に進めて行く。
- ② 多様な相談に、適切・迅速な対応ができるよう、センター内チームアプローチをおこない、課題解決の援助をおこなう。
- ③ 高齢者本人の相談にとどまらず、その家族の状況を聞き取り、課題を明確にし、必要な機関と連携した支援をおこなう。

4. 権利擁護業務について

- ① 認知症相談が増えており、幅広い視点での見守りが必要になっている。消費者被害や成年後見制度の啓発をおこない、高齢者の被害防止に努める必要がある。成年後見制度の普及啓発について、ケアマネジャー、介護サービス事業所、民生委員や地域ボランティア団体、薬局、認知症サポート店などの支援者に対し中央区で作成したチラシを活用し啓発をおこなう。

- ② 高齢者虐待についてセンター内研修をおこない、全職員で啓発活動を実施し、早期発見、早期対応能力を身に付け解決に当たる。

高齢者虐待防止啓発活動では、中央区で作成したチラシを活用した啓発活動をおこない、民生委員や地域の支援者に対し、養護者支援を含めた、高齢者虐待の視点について伝え、高齢者虐待の防止活動を地域と連携しておこなう。

介護リフレッシュ教室を年6回開催し、介護で疲れている家族等の相談などを積極的に受け付け虐待防止を図る。

- ③ 消費者被害防止については、水上警察と連携し、地域住民に注意喚起を行っていく。
圏域のケアマネジャーとも連携し、最新の情報を共有して被害防止の周知を行い、未然に防げるように説明を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 複数の課題を抱える高齢者の増加により、居宅介護支援事業所と連携した活動を行う必要がこれまで以上に増えてきている。圏域内居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、相互に協力し合える関係が構築できている。必要に応じ個別の地域ケア会議を実施し支援の方向性を明確化、共有することで支援体制の強化を図る。

- ② 圏域ケアマネジャー連絡会（研修会）を開催し、医療機関や関係機関とのネットワーク作りをおこない、より良い関係が構築できるようにサポートする。また、圏域内主任ケアマネジャーと一緒に勉強会の企画を行い、情報交換や自己研鑽出来る機会を作る。

- ③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや地域のインフォーマル情報、市からの情報、消費者被害の情報などを発信し、ケアプランに具体的な地域のインフォーマルサービスを盛り込むよう支援する。

- ④ 地域の高齢者が、要介護状態になっても地域とのつながりを持ちつづけ、住み慣れた自宅で自分らしい生活が続けられるよう、ケアマネジャーと住民団体、関係機関のネットワークづくりを目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護予防ケアマネジメントを適切に行えるように職員全員がマニュアルを遵守する。
- ② 委託先のケアマネジャーが、本人の自立支援に向けた取り組みを行えるようにサポートをおこなう。
- ③ 介護予防普及啓発事業での関わりを通して、潜在化している介護予防が必要な高齢者を把握し、必要な助言・相談を行っていく。
- ④ 顕在化した介護予防が必要な高齢者には、継続した関わりが切れ目なくもてるよう、地域のインフォーマルサービスを含む活動に繋がるよう支援し、フレイル改善へ働きかけていく。

- ⑤ 介護予防の取り組みが必要な方を積極的に把握し、その方に応じたインフォーマルサービスを含む情報を提供し心身の維持向上を支援する。
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から、地域全体の課題を把握し、地域の社会資源や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけるようにする。
- ⑦ 超高齢の独居であっても、地域で把握されていないケースが昨年度確認された。独居の超高齢者を把握し、実態把握により必要な支援を適宜おこなう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、民生委員や地域住民と連携した見守りのネットワークを構築する。
- ② 高齢者の見守りやボランティア活動は、マンションによって差がある。現状を把握しマンション単位を超えた地域全体の課題ととらえられるよう地域ケア会議を開催し検討していく。個別の地域ケア会議をひとつひとつ積みあげていくことをめざす。
- ③ 地域で開催されているふれあい喫茶や自主グループ活動を把握することができた。ただ、その活動が不活発な地域もあるため、今後定期開催が住民の手で引き続き行えるように後方支援する。活動内容の充実、文化・体操・医療などの学びの機会をもつことができるよう支援の工夫をおこなう。
- ④ 潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できるよう、民生委員や地域住民と連携し、必要に応じて訪問活動をおこない見守りのネットワークを構築する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 年々増加している認知症相談について、センター内で情報を共有し新たな相談があった場合は、都度朝のミーティングで共有し担当と支援の方向性を確認する。
- ② 認知症高齢者声かけ訓練を毎年開催し、認知症の方の抱える課題を理解しその対応を知って貰う。昨年度は、圏域内ケアマネジャー、サービス事業所の協力を得て民生委員を対象に実施し、積極的な意見交換をおこなった。今年度は、地域住民の協力を得て、児童館の子供たちを対象に声掛け訓練を実施し、認知症についての理解を幅広い年齢層に啓発する。
- ③ 地域やケアマネジャーから寄せられる認知症相談に対して、必要に応じ個別の地域ケア会議を開催し、課題の共有や見守りのネットワーク構築を目指す。
- ④ 認知症の早期診断、早期治療ができるよう認知症診断助成制度の活用を推進する。 オレンジチームや医療介護サポートセンターと連携し、認知症による課題を可能な限り早期解決できるように活動をおこなう。
- ⑤ 認知症サポート店との連携にとどまらず、中央区みまろうステッカーを活用し認知症高齢者の見守りのネットワークを広げる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 小地域連絡会を毎月開催し、民生委員にフレイル予防や高齢者虐待などの啓発活動をおこなう。また、地域で起こる課題を共有し連携を深める。
- ② 新たにつくられる集いの場が、継続的に実施できるよう支援する。

- ③ それぞれのマンションで行われている見守り活動が円滑に行われるよう、地域住民からの相談や要望に応じた勉強会開催の支援をおこない、地域の高齢者が必要に応じ専門的相談が受けられる連携体制をつくる。
- ④ 地域ケア会議を開催し、地域の課題を共有し多職種で課題解決に向けたネットワーク構築を目指す。

10. 医療機関との連携について

- ① 当センターでの初回相談時の疾病で最も多いのは認知症だが、次いで悪性腫瘍となっている。介護保険を利用し在宅療養する相談は年々増えており、医療機関との連携は不可欠になっている。圏域内には総合病院が多数あり、それぞれの地域連携室との関係が構築されつつある。地域住民が安心して在宅療養生活が送れるよう、地域の中核機関となれるよう医療、介護と連携した支援体制を構築することを目指している。
- ② 医療介護サポートセンターと連携し、医師から疾患別による療養生活について勉強会を毎年開催し、圏域内居宅事業所や介護事業所と学びや話し合いの場を設ける。
- ③ 圏域内開業医からの紹介での相談が徐々に増えている。圏域内の全ての開業医と顔の見える関係をつくり、地域の高齢者が認知症や介護の問題で孤立することが防げるよう今後も更に連携に努める。

11. その他関係機関との連携について

- ① 中央区保健福祉課と連携を密にし、報告・連絡・相談を随時おこない、地域の高齢者を適切に支援することを目指す。
- ② 家族支援を含む、困難ケースが増加している。オレンジチーム、引きこもり支援室、子ども若者ケアラー相談支援窓口等と連携した支援を実施する。
水上消防署と連携し、昨年度には DNAR についての勉強会を実施した。今年度は独居や高齢者世帯に対し消防が作成した安心シートを活用し、緊急対応時の意思表示や緊急連絡先がわかるようにし緊急時や災害時に備えられる体制をつくる。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 常に公正中立な運営を行い、4 職種が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。
- ② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。